

一般社団法人日本看護倫理学会会員 各位

日本学術会議協力学術研究団体申請に係る情報提供のご協力について

拝啓

梅雨の候、会員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は学会活動にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、一般社団法人日本看護倫理学会では、日本学術会議協力学術研究団体に申請する運びとなり、手続きを進めております。

日本学術会議とは、科学が文化国家の基礎であるという確信の下、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的として、昭和24年、内閣総理大臣の所轄の下、政府から独立して職務を行う「特別の機関」として設立されています。また、協力学術研究団体とは、日本学術会議と各団体との間で緊密な連携・協力関係を持つことを目的として、平成17年に設けられています。

協力学術研究団体の要件には、学術研究の向上発達を主たる目的としてその達成のための学術研究活動を行っていること、学術研究（論文等）を掲載する機関誌を年1回継続して発行していることの他に、構成員（個人会員）における研究者の割合が半数以上であることが求められています。研究者とは、大学等の研究機関等において研究に従事する者以外に、当該研究分野について学術論文、学術図書、研究成果による特許等の研究業績を有する者が含まれます。

一般社団法人日本看護倫理学会の会員の約半数は、臨床で実践を行いながら研究活動を継続している臨床家であり、大学等の研究機関において研究に従事する会員、および研究業績を有する会員を把握する必要があります。そのためには、学会に登録されている所属先に関する情報の確認と、会員の皆様の日本看護倫理学会誌ならびにその他の学術雑誌に掲載されている研究業績の照合作業を行う必要がございます。申請には、「会員名簿」（男女別・所属する大学機関名・職名を含んだもの）の提出も求められております。

つきましては、日本学術会議協力学術研究団体への申請に際し、会員情報として登録して頂いている情報を使用させて頂きたくお願い申し上げます。本申請に情報を使用することを承認できない場合は、2023年6月末日までに以下にご連絡をいただけますと幸甚です。

一般社団法人日本看護倫理学会の学術団体としての発展に寄与する申請であり、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具